

「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂案

地独法	国独法
<p style="color: red;">地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について</p> <p style="text-align: right;">令和4年●月●日</p>	<p style="color: red;">独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について</p> <p style="text-align: right;">平成31年3月25日</p>
<p>1 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の内容</p> <p>地方独立行政法人会計基準等研究会は、地方独立行政法人の「財務報告」の在り方を示した「地方独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（以下「基本的な指針」という。）及び「地方独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」（以下「事業報告ガイドライン」という。）を策定し、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」という。）の改訂案を取りまとめた。</p> <p>今回の改訂は、基本的な指針及び事業報告ガイドラインで整理した内容や、基準及び注解における定義等の改訂等を踏まえ、所要の修正を行ったものである。</p>	<p>1 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の経緯（略）</p> <p>2 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の内容</p> <p>基本的な指針で整理した内容や、基準及び注解における定義等の改訂等を踏まえ所要の修正を行った。また、事業報告書のうち「会計に関する部分」について、実務上の取扱いを踏まえて、より具体的に定義した。</p> <p>また、企業会計の監査基準の改訂に伴い、その改訂事項のうち監査報告書の記載区分等の変更について修正を行った。具体的には、会計監査人の意見を監査報告書の冒頭に記載するなど記載順序を変更するとともに、新たに意見の根拠の区分を設けた。さらに、独立行政法人の長の責任を独立行政法人の長及び監事の責任に変更し、監事の財務報告に関する責任を記載した。</p>
<p>2 今後の発展について</p> <p>地方独立行政法人の財務報告については、基本的な指針において地方独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念について理論的・体系的な整理がなされ、これを踏まえて事業報告ガイドラインの設定並びに基準及び注解の改訂がなされたところである。</p> <p>地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に関する理論及び実務は、地方独立行政法人の制度及び組織での運営状況を踏まえながら対応をしていくことが求められており、地方独立行政法人改革後の運営状況を踏まえ、より一層の充実が図られるべきものであると認識する。</p> <p>今後、地方独立行政法人の会計監査の実務の蓄積とともに、公的部門における監査理論がより一層進歩することが想定される。この観点から、地方独立行政法人における会計監査人の監査に係る検討を、その具体的な指針等も含め、日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ継続して行うことが必要と考える。</p> <p>更なる監査品質の向上に向けて、今後、監事と会計監査人等の連携の強化など、運用面での取組について充実させることを期待する。</p>	<p>3 今後の発展について</p> <p>独立行政法人の財務報告については、基本的な指針において独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念について理論的・体系的な整理がなされ、これを踏まえて事業報告ガイドラインの設定並びに基準及び注解の改訂がなされたところである。</p> <p>独立行政法人に対する会計監査人の監査に関する理論及び実務は、独立行政法人の制度及び組織での運営状況を踏まえながら対応をしていくことが求められており、独立行政法人改革後の運営状況を踏まえ、より一層の充実が図られるべきものであると認識する。</p> <p>今後、独立行政法人の会計監査の実務の蓄積とともに、公的部門における監査理論がより一層進歩することが想定される。この観点から、独立行政法人における会計監査人の監査に係る検討を、その具体的な指針等も含め、日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ継続して行うことが必要と考える。</p> <p>更なる監査品質の向上に向けて、今後、監事と会計監査人等の連携の強化など、運用面での取組について充実させることを期待する。今般、監査報告書に監事の責任を記載することとした趣旨は、監事の責任を拡大させるものではなく、独立行政法人の業務を監査するというこれまでも監事が担っている役割の一部として、財務報告プロセスを監視する責任があることを明確にしたものである。</p>
<p>3 適用時期</p> <p>改訂後の地方独立行政法人の監査基準は、令和4事業年度に係る監査から適用する。</p>	<p>3 実施時期</p> <p>改訂後の独立行政法人の監査基準は、平成31事業年度に係る監査から適用する。</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
第1章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査（基本的な考え方）	第1章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査（基本的な考え方）	第1章 独立行政法人に対する会計監査人の監査（基本的な考え方）	第1章 独立行政法人に対する会計監査人の監査（基本的な考え方）
第1節～第4節（略）	第1節～第4節（略）	第1節～第4節（略）	第1節～第4節（略）
第5節 会計監査人の監査における重要性の判断	第5節 会計監査人の監査における重要性の判断	第5節 会計監査人の監査における重要性の判断	第5節 会計監査人の監査における重要性の判断
地方独立行政法人会計基準では、「地方独立行政法人の	地方独立行政法人会計基準では、「地方独立行政法人の	独立行政法人会計基準では、「独立行政法人の会計は、	独立行政法人会計基準では、「独立行政法人の会計は、

<p>会計は、住民その他の利害関係者の地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引<u>その他</u>の事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない」として、地方独立行政法人会計における重要性の原則を明らかにしている。加えて監査判断に関する重要性の原則が存在する点では、地方独立行政法人の会計監査においても企業、独立行政法人及び国立大学法人の会計監査と同様である。したがって、対象となる事項が財務諸表等に対してどの程度の影響を与えるかを金額的に判断する量的基準と、対象事項自体の性格により判断する質的基準を総合的に勘案して、監査における重要性の判断を行う必要がある。</p> <p>地方独立行政法人の会計監査における重要性を判断するに際しては、地方独立行政法人の公共的性格に鑑み、量的及び質的側面の双方について、一層の慎重性が求められることに留意しなくてはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>会計は、<u>住民</u>その他の利害関係者の<u>地方独立行政法人</u>の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引<u>及び</u>事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない」として、<u>地方独立行政法人</u>会計における重要性の原則を明らかにしている。加えて監査判断に関する重要性の原則が存在する点では、<u>地方独立行政法人</u>の会計監査においても企業、<u>独立行政法人</u>及び<u>国立大学法人</u>の会計監査と同様である。したがって、対象となる事項が財務諸表等に対してどの程度の影響を与えるかを金額的に判断する量的基準と、対象事項自体の性格により判断する質的基準を総合的に勘案して、監査における重要性の判断を行う必要がある。</p> <p><u>地方独立行政法人</u>の会計監査における重要性を判断するに際しては、<u>地方独立行政法人</u>の公共的性格に鑑み、<u>企業の会計監査と比較して</u>、量的及び質的側面の双方について、一層の慎重性が求められることに留意しなくてはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>国民その他の利害関係者の独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引<u>その他</u>の事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない」として、独立行政法人会計における重要性の原則を明らかにしている。加えて監査判断に関する重要性の原則が存在する点では、独立行政法人の会計監査においても企業の会計監査と同様である。したがって、対象となる事項が財務諸表等に対してどの程度の影響を与えるかを金額的に判断する量的基準と、対象事項自体の性格により判断する質的基準を総合的に勘案して、監査における重要性の判断を行う必要がある。</p> <p>独立行政法人の会計監査における重要性を判断するに際しては、独立行政法人の公共的性格に鑑み、量的及び質的側面の双方について、一層の慎重性が求められることに留意しなくてはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>国民その他の利害関係者の<u>独立行政法人</u>の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引<u>及び</u>事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない」として、<u>独立行政法人</u>会計における重要性の原則を明らかにしている。加えて監査判断に関する重要性の原則が存在する点では、<u>独立行政法人</u>の会計監査においても企業の会計監査と同様である。したがって、対象となる事項が財務諸表等に対してどの程度の影響を与えるかを金額的に判断する量的基準と、対象事項自体の性格により判断する質的基準を総合的に勘案して、監査における重要性の判断を行う必要がある。</p> <p><u>独立行政法人</u>の会計監査における重要性を判断するに際しては、<u>独立行政法人</u>の公共的性格に鑑み、<u>企業の会計監査と比較して</u>、量的及び質的側面の双方について、一層の慎重性が求められることに留意しなくてはならない。</p> <p>(略)</p>
<p>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</p> <p>(略)</p> <p>もとより、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかの評価は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を通じて設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)により行われるものである。また、会計監査人による監査は地方独立行政法人が作成した財務諸表等の適正性の証明等を目的として行われるものであり、会計監査が、地方独立行政法人の業務が効率的かつ効果的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等(経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引<u>その他</u>の事象をいう。以下同じ。)の発見を目的として行われるわけではない。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</p> <p>(略)</p> <p>もとより、<u>地方独立行政法人</u>の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかの評価は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を通じて<u>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</u>により行われるものである。また、会計監査人による監査は<u>地方独立行政法人</u>が作成した財務諸表等の適正性の証明等を目的として行われるものであり、会計監査が、<u>地方独立行政法人</u>の業務が効率的かつ効果的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等(経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引<u>及び会計</u>事象をいう。以下同じ。)の発見を目的として行われるわけではない。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</p> <p>(略)</p> <p>もとより、独立行政法人の事務・事業が効果的かつ効果的に実施されたかの評価は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を通じて主務大臣により行われるものである。また、会計監査人による監査は独立行政法人が作成した財務諸表等の適正性の証明等を目的として行われるものであり、会計監査が、独立行政法人の業務が効果的かつ効果的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等(経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引<u>その他</u>の事象をいう。以下同じ。)の発見を目的として行われるわけではない。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</p> <p>(略)</p> <p>もとより、<u>独立行政法人</u>の事務・事業が効果的かつ効果的に実施されたかの評価は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を通じて<u>主務大臣</u>により行われるものである。また、会計監査人による監査は<u>独立行政法人</u>が作成した財務諸表等の適正性の証明等を目的として行われるものであり、会計監査が、<u>独立行政法人</u>の業務が効果的かつ効果的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等(経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引<u>及び会計</u>事象をいう。以下同じ。)の発見を目的として行われるわけではない。</p> <p>(略)</p>
<p>第7節 (略)</p> <p>第2章 監査の前提条件</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 二重責任の原則</p> <p>地方独立行政法人における会計監査人による財務諸表</p>	<p>第7節 (略)</p> <p>第2章 監査の前提条件</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 二重責任の原則</p> <p><u>地方独立行政法人</u>における会計監査人による財務諸表</p>	<p>第7節 (略)</p> <p>第2章 監査の前提条件</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 二重責任の原則</p> <p>独立行政法人における会計監査人による財務諸表等の</p>	<p>第7節 (略)</p> <p>第2章 監査の前提条件</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 二重責任の原則</p> <p><u>独立行政法人</u>における会計監査人による財務諸表等の</p>

<p>等の監査制度は、財務諸表等の作成者である理事長と財務諸表等の監査を行う会計監査人が自らの職責を全うして、真実かつ公正な財務諸表等を住民その他の利害関係者に提供することが本来の目的であり、いわゆる二重責任の原則が適用される。すなわち、法第 34 条に基づき財務諸表等を作成し、地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況等を適正に表示する責任は理事長が負い、その財務諸表等の適否に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節 (略)</p>	<p>等の監査制度は、財務諸表等の作成者である理事長と財務諸表等の監査を行う会計監査人が自らの職責を全うして、真実かつ公正な財務諸表等を利害関係者に提供することが本来の目的であり、いわゆる二重責任の原則が適用される。すなわち、法第 34 条に基づき財務諸表等を作成し、地方独立行政法人の財政状態、運営成績、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況等を適正に表示する責任は理事長が負い、その財務諸表等の適否に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節 (略)</p>	<p>監査制度は、財務諸表等の作成者である独立行政法人の長と財務諸表等の監査を行う会計監査人が自らの職責を全うして、真実かつ公正な財務諸表等を国民その他の利害関係者に提供することが本来の目的であり、いわゆる二重責任の原則が適用される。すなわち、通則法第 38 条に基づき財務諸表等を作成し、独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況等を適正に表示する責任は独立行政法人の長が負い、その財務諸表等の適否に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節 (略)</p>	<p>監査制度は、財務諸表等の作成者である独立行政法人の長と財務諸表等の監査を行う会計監査人が自らの職責を全うして、真実かつ公正な財務諸表等を利害関係者に提供することが本来の目的であり、いわゆる二重責任の原則が適用される。すなわち、通則法第 38 条に基づき財務諸表等を作成し、独立行政法人の財政状態、運営成績、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況等を適正に表示する責任は独立行政法人の長が負い、その財務諸表等の適否に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節 (略)</p>
<p>第 3 章～第 5 章 (略)</p>	<p>第 3 章～第 5 章 (略)</p>	<p>第 3 章～第 5 章 (略)</p>	<p>第 3 章～第 5 章 (略)</p>
<p>第 6 章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第 1 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 実施基準</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 監査の実施</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 会計監査人は、理事長による確認書を入手しなければならない。 確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成している旨 (5)～(10) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第 4 (略)</p>	<p>第 6 章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第 1 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 実施基準</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 監査の実施</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 会計監査人は、理事長による確認書を入手しなければならない。 確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成している旨 (5)～(10) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第 4 (略)</p>	<p>第 6 章 独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第 1 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 実施基準</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 監査の実施</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 会計監査人は、独立行政法人の長による確認書を入手しなければならない。 確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成している旨 (5)～(10) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第 4 (略)</p>	<p>第 6 章 独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第 1 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 実施基準</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 監査の実施</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 会計監査人は、独立行政法人の長による確認書を入手しなければならない。 確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成している旨 (5)～(10) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第 4 (略)</p>
<p>第 5 節 報告基準</p> <p>第 1 基本原則</p> <p>1 会計監査人は、理事長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見を表明した監査報告書</p>	<p>第 5 節 報告基準</p> <p>第 1 基本原則</p> <p>1 会計監査人は、理事長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見を表明した監査報告書</p>	<p>第 5 節 報告基準</p> <p>第 1 基本原則</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見等を表明した</p>	<p>第 5 節 報告基準</p> <p>第 1 基本原則</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見等を表明した</p>

<p>を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、理事長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が取引その他の事象を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、理事長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、独立行政法人の長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が取引その他の事象を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、独立行政法人の長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第2 (略)</p>
<p>第3 無限定適正意見の記載事項</p> <p>1 会計監査人は、理事長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の意見 監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表が一般に</p>	<p>第3 無限定適正意見の記載事項</p> <p>1 会計監査人は、理事長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の意見 監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表が一般に</p>	<p>第3 無限定適正意見の記載事項</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の意見 監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表が一般に</p>	<p>第3 無限定適正意見の記載事項</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の意見 監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表が一般に</p>

<p>公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められること</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p>	<p>公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められること</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p>	<p>公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められること</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p>	<p>公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p>
<p>第8 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</p> <p>1 会計監査人は、理事長の作成した利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の報告 監査の対象が利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書であること 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する以下の報告 ア (略) イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示していることと認められるかどうか ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第9 参考資料 (略)</p>	<p>第8 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</p> <p>1 会計監査人は、理事長の作成した利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の報告 監査の対象が利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書であること 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する以下の報告 ア (略) イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示していることと認められるかどうか ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第9 参考資料 (略)</p>	<p>第8 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の報告 監査の対象が利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書であること 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する以下の報告 ア (略) イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示していることと認められるかどうか ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第9 参考資料 (略)</p>	<p>第8 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の報告 監査の対象が利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書であること 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する以下の報告 ア (略) イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示していることと認められるかどうか ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第9 参考資料 (略)</p>